

ハイブリット車等の静音性に関する対策のガイドラインについて

ハイブリット車や電気自動車は、低公害車の普及支援策や新車販売効果等により登録台数が増加しており、今後更に増加していくことが予想されます。

一方、これらの自動車は構造的に音がしなくて危険を感じるという意見が自動車ユーザーや視覚障害者団体等から寄せられていることから、国土交通省では、「ハイブリット車等の静音性に関する対策検討委員会」を設置し、対策のあり方について検討した結果「ハイブリット車等の静音性に関する対策のガイドライン」が定められましたのでお知らせします。

国土交通省では、ハイブリット車等の静音性に関する対策の基準化を図るために道路運送車両の保安基準の改正を早期にする予定であり、また、ガイドラインに定める要件を満たす警報装置は、現行の保安基準に接触しないものと判断されます。

なお、詳細については、国土交通省自動車交通のホームページ（自動車交通の委員会検討会）で公表していますのでお知らせします。

ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン

ハイブリッド車や電気自動車等は、低炭素化社会を進める上で普及促進を図ることとされており、近年急増傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれている。一方、これらの自動車は構造的に音がしなくて危険と感じるとの意見が、ユーザーや視覚障害者団体から寄せられたり、一部の専門家からも指摘されている。

このため、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策検討委員会」から報告された静音性に関する有効な対策の普及を図るため、内燃機関が停止状態、かつ、電動機のみによる走行が可能な電気式ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車に備えるべき「車両接近通報装置」の要件を下記 I. のとおり示す。

記

I. 車両接近通報装置の要件

1. 定義

「車両接近通報装置」とは、歩行者等に車両の接近等を知らせるため、次の 2. 及び 3. に示す一定の要件を満たす車両に備えるための発音装置をいう。

2. 作動条件

(1) 発音の方法

車両接近通報装置は、少なくとも車両の発進から車速が 20 km/h に至るまでの速度域及び後退時において、自動で発音するものとする。ただし、内燃機関を有する車両にあっては内燃機関が作動しているときには発音を要しない。

なお、後退時に警報を発する装置を備えている車両にあっては、後退時に車両接近通報装置による発音を要しない。

（2）一時停止スイッチ

車両接近通報装置には、当該装置を一時的に停止させる操作装置（以下「一時停止スイッチ」という。）を設けることができる。ただし、一時停止スイッチを設けた場合には、車両接近通報装置が停止していることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

また、一時停止スイッチにより、車両接近通報装置が停止された場合でも、停止された状態のままにならないような設定とすること。

なお、一時停止スイッチは、運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものとする。

4. 発音の種類及び音量

（1）発音される音は、車両の走行状態を想起させる連続音であるものとする。

この場合において、以下の音又はこれに類似した音は不適当なものとする。

- ① サイレン、チャイム、ベル及びメロディ音
- ② 警音器の音
- ③ 鳴き声等動物や昆虫が発する音
- ④ 波、風及び川の流れ等の自然現象の音
- ⑤ その他常識的に車両から発せられることが想定できない音

（2）発音される音は、車両の速度に応じて、音量又は音程が自動的に変化するなど、車両の動作を認知しやすいようにするものとする。

（3）音量は、乗用自動車、貨物自動車等それぞれの用途において内燃機関のみを原動機とする車両が時速20kmで走行する際に発する走行音の大きさを超えない程度のものとする。

II. 使用過程車等への普及方策

使用過程車への対策の早期普及の観点から、車両接近通報装置としての要件全ては満たさないが、少なくともI.3.(1)及び(3)の要件を満たす発音装置（操作装置により発音するものにあっては、1回の操作によりI.3.(1)の音が5秒以上継続して発音するものであり、かつ、その操作装置は運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものに限る。）であれば、車両の接近を知らせる簡易的な装置として備えることができるものとし、具体的な音量等については、より詳細な検討を行った後に別途示すものとする。

III. ガイドラインの取り扱い

このガイドラインについては、技術開発の状況等を踏まえ適宜見直すものとする。

マフラー加速走行騒音規制適用車に関する関係通達の改正等について



国土交通省

マフラーの騒音規制対策を強化！



改正概要

①騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

②新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

※自動車及び原動機付自転車が規制対象

(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)
※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速走行騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

適用時期

平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

マフラー(消音器)に対する騒音対策の強化!

① 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止します。

不適合事例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



② 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件に適合することが求められます。

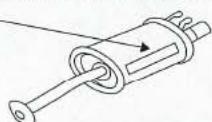
※自動車及び原動機付自転車が規制対象
(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)
※車両型式認証を受けていない並行輸入自動車などはこれまで新車段階で加速騒音の防止要件が適用されていませんでしたが、今回新たに適用されます。

基準に適合するもの

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

- (イ) 自動車製作者表示 (車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



- (ロ) 装置型式指定品表示 (装置型式指定を受けた騒音防止装置に行う表示) (自マーク)

(例)



- (ハ) 性能等確認済表示 (確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

- (二) 協定規則適合品表示 (Eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

- (ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示 (eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

- (イ) 加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

- (ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

子ども110のお店PRについて

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」を開設しております。

今回は、下記の小学校児童を対象に甲府東支部会員皆様のご協力により「子ども110番のお店」周知啓蒙の機会を得ることができました。

概要については下記のとおりです。

〔甲府市立甲運小学校〕

平成22年2月26日(金)

【体育館にて全校児童の前で実施】

- ◇「てんけんくん」「せいぴちゃん」による「子ども110番のお店」説明
- ◇「子ども110番のお店」校内掲示用ポスター、クリアーケース、保護者宛チラシ、甲運小学校学区内の工場名の入ったチラシを配布

当日ご協力頂いた甲府東支部の皆様、ありがとうございました。



「子供110番のお店」説明



下校の児童をお見送り

平成22年春の全国交通安全運動において横断幕を設置します

平成22年4月6日(火)から15日(木)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。また、運動期間中の4月10日(土)は国民運動「交通事故死ゼロを目指す日」として本運動と連動した取り組みを実施します。

春の全国交通安全運動では「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として位置づけているとともに、県下の交通事故情勢を踏まえて4点の重点を定めました。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力お願いいたします。

当会においても「春の全国交通安全運動」に協力し4月1日から4月28日までの間、山梨県下約49ヶ所に横断幕を設置予定です。設置場所については、現在管轄支所・市役所等に申請しています。『交通安全』にご協力をお願い致します。

(JASPA3月号 12ページ参照)

運動のスローガン

運転は 人に社会に 思いやり

運動の基本・重点

春の全国交通安全運動では新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けが重要課題となるとともに、本格的な高齢社会への移行に伴う高齢者の交通事故情勢に適確に対処するため、次のとおり、運動の基本と重点を定める。

1. 運転の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

2. 運転の重点

- (1) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止

振興会横断幕



【設置箇所一覧】 **掲示期間：4月1日（木）～4月28日（水）**

支部名	設置箇所	支部名	設置箇所
甲府東	山梨学院大学	市川	中央市田富
	甲府警察署前		昭和町押越
	甲府市相生	南巨摩北	身延町下山公民館前
甲府西	国母清水新居		鰍沢町役場入口
	甲府市富竹第二		南部町越渡
	甲府市富竹		御坂町夏目原
	山県神社北	東八	石和南小学校前（上り）
	竜王駅入口		石和南小学校前（下り）
	甲斐市篠原		笛吹市八代支所前
甲府南	甲府南高等学校前	日下部	山梨市下釜口
	甲府市国母		山梨市落合山梨小学校前
	甲府市上阿原	塩山	甲州市東雲
	甲府市向町		甲州市勝沼
甲府北	甲府市緑ヶ丘	岳麓	鳴沢村鳴沢
	甲府市北新		富士吉田市新屋
	甲府市武田		山中湖村山中湖
	甲府市美咲		富士河口湖町小立
峠北	武川町牧ノ原	大月	大月市初狩
韮崎	韮崎市船山橋		大月市真木入口
南アルプス南	南アルプス市清水	都留	都留市東桂
	南アルプス市十日市場 角力場		都留市小沼
	南アルプス市十五所	上野原	上野原市鶴川入口
南アルプス北	南アルプス市野牛島		上野原市四方津公民館前
	桃源郷マラソン橋		
	上今諏訪連絡橋		
	甲西バイパス 在家塚		

※申請の都合により、設置箇所が変更される場合があります。

設置期間中横断幕の破れやヒモ等が外れているのを見かけましたら、振興会までご連絡下さい。

「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」 の実施について

県内におけるシートベルトの着用率は、一般道運転席においては96.9%と全国平均の96.6%（H21.10全国調査）を上回る状況に向上しています。

しかしながら、義務化された後部座席では47.3%、チャイルドシートの使用率は61.5%と依然として低い状況にあります。

また、自動車乗車中の交通事故死者の着用率も50%と低く、非着用者7人のうち6人は着用していれば助かったと認められています（H21県内）。

このような状況から、平成22年度よりシートベルト・チャイルドシート着用対策として「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」を通年運動として実施いたします。

1. 目的

交通事故による被害を軽減する効果の高いシートベルト・チャイルドシートの着用について、特に義務化された後部座席での着用対策を強化し、全ての座席でのシートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図る。

2. 運動の実施期間

通年4月1日から3月31日

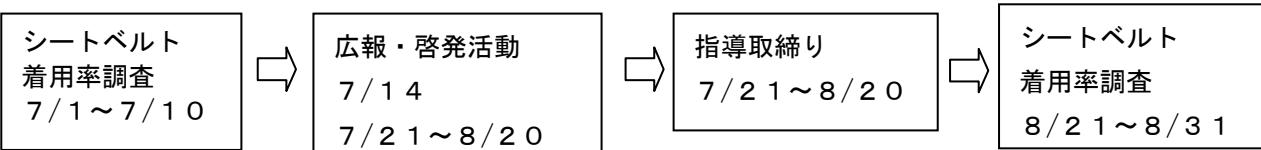
3. 運動の概要

（1）「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」キャンペーン

「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である、毎月14日を中心とした広報啓発活動及び街頭指導を実施する。

（2）重点期間の設定

7・8月の2ヶ月間を重点期間とし、同時期に実施する「夏の交通事故防止県民運動」と連動して、全ての座席、特に後部座席でのシートベルト着用に重点をおいた広報啓発活動を実施するとともに、その前後で着用率調査を実施する。



平成21年度「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 の調査結果について

昨年の6月と10月を重点期間として実施して頂きました平成21年度「ディーゼルクリーン・キャンペーン」について、国土交通省から当該キャンペーンの成果が公表されましたので、お知らせ致します。

(JASPA3月号 26ページ参照)

1. 街頭検査結果

重点実施期間中の街頭検査では、全国で2,396台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。そのうち21台の車両に対し、整備命令書の交付を行いました。また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、564台実施し、その結果、不正軽油（規格外の燃料）を使用する車両が3台判明しました。

2. 迷惑黒煙通報制度結果

平成14年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行うというものです。

平成21年4月から10月までの間では、全国で117件の通報があり、車両が特定された113件の自動車ユーザーに対してハガキにより自主点検を実施するよう指導を行いました。

3. 点検整備による黒煙低減効果

平成21年10月中に整備のために入庫したディーゼル車42,297台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上低減した車両が13,946台（全体の33%）ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。

4. エコドライブの普及の促進

全国で約49万枚のチラシを配布し、エコドライブの周知に努めました。

なお、10月の調査結果から分かるように、ディーゼル黒煙については点検・整備における低減効果があり、エアクリーナーの清掃等が特に黒煙の低減効果が高く認められますので、調査結果を基に種々な機会をとらえて点検・整備の必要性を広くユーザーに周知して下さるようお願いします。

詳細については、キャンペーンの成果を国土交通省のホームページで公表していますのでお知らせします。

●掲載サイト

国土交通省 → 自動車交通 → トピックス

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/000057463.pdf>

●タイトル

平成21年度「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の成果をお知らせします

第115期技術講習所受講生募集案内

◇募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン・自動車車体

◇募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車(A課程)	15
二級ガソリン	25
三級ガソリン	25
自動車車体	20

（受講希望人員 10人未満の場合は開講いたしません。）

◇受講申込み

①申込期間

3月15日（月）～4月16日（金）

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。

◇受講料

種目	受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員 87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外 125,000	
二級ガソリン	会員 57,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外 82,000	
三級ガソリン	会員 57,000	車体協の教科書が別途必要です。
	会員外 82,000	
自動車車体	会員 55,500	車体協の教科書が別途必要です。
	会員外 81,000	

◇予定講習日程 **（各種目、都合により予定日の変更もあります）**

①一級小型自動車（A課程） 各回 火曜日

月	日（曜日）				
5月	11日（火）	18日（火）	25日（火）		
6月	1日（火）	8日（火）	15日（火）	22日（火）	29日（火）
7月	6日（火）	13日（火）	20日（火）		
8月	3日（火）	10日（火）	17日（火）	24日（火）	31日（火）
10月	19日（火）	26日（火）			
11月	9日（火）	16日（火）	30日（火）		
12月	7日（火）	14日（火）	21日（火）		
1月	11日（火）	18日（火）	25日（火）		
2月	1日（火）	8日（火）	15日（火）	予備日	22日（火）

②二級ガソリン 各回 火曜日 8月28日のみ土曜日

月	日 (曜日)					
4月	27日 (火)					
5月	11日 (火)	18日 (火)	25日 (火)			
6月	1日 (火)	8日 (火)	15日 (火)	22日 (火)	29日 (火)	
7月	6日 (火)	13日 (火)	21日 (火)	27日 (火)		
8月	3日 (火)	10日 (火)	17日 (火)	24日 (火)	28日 (土)	31日 (火)
9月	7日 (火)	予備日 14日 (火)				

③三級ガソリン 金曜日・土曜日 4月27日のみ火曜日

月	日 (曜日)				
4月	27日 (火)	30日 (金)			
5月	14日 (金)	22日 (土)	28日 (金)		
6月	5日 (土)	11日 (金)	19日 (土)	25日 (金)	
7月	3日 (土)	9日 (金)	17日 (土)	23日 (金)	31日 (土)
8月	6日 (金)	14日 (土)	20日 (金)	28日 (土)	
9月	4日 (土)	10日 (金)	予備日 14日 (火)		

④自動車車体 金曜日・土曜日 8月8日、29日は日曜日

月	日 (曜日)				
4月	30日 (金)				
5月	14日 (金)	22日 (土)	28日 (金)		
6月	5日 (土)	11日 (金)	19日 (土)	25日 (金)	
7月	3日 (土)	9日 (金)	17日 (土)	23日 (金)	31日 (土)
8月	6日 (金)	8日 (日)	14日 (土)	20日 (金)	29日 (日)
9月	4日 (土)	10日 (金)	予備日 14日 (火)		

④講習時間

9:20~16:00 (1日6時限)

⑤開講式・全課程

平成22年4月27日 (火) (予定)

(講習開始初日に行います。)

(一級・車体は、開講式のみ)

※9:00より開講式を始めます。

二級・三級・車体

修了式 平成22年 9月24日 (金)

一級小型自動車 (A課程)

修了式 平成23年 3月11日 (金)

◇受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)
自動車車体	車体整備作業に関して 2年以上の実務経験 を有する者

◇その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーキットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

☆白色作業服 3,045円（S～3Lまで）
3,255円（4L～BXL）
☆デジタルサーキットテスタ 7,000円

ご不明の点は下記にお問い合わせ下さい。

(社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422
FAX 055-263-4420